

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 10 日 (金) 第3441号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 私立専修学校の廃止の認可 (学事法制課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4

### 公 告

- 平成30年度採石業務管理者試験公告 (商工政策課取扱い) 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第811号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により，私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	位 置	設置者	認可年月日	廃止期日
タラデザイン専門学校	鹿児島市上荒田町6番18号	学校法人赤塚学園	平成30年8月1日	平成31年3月31日

### 鹿児島県告示第812号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により，有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25302	平成30年7月31日	雑 誌	EXMAX 8月号 02091-8	ぶんか社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激
25303			mini SUGAR	秋水社		

		9月号	18425-09		し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25304		恋愛宣言PINKY Vol.49	15166-08	秋水社	
25305		恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版	
25306		BOY'Sピアス禁断 8月号	18067-08	ジュネット	

**鹿児島県告示第813号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市西佐多町2606番1, 2606番2, 2608番, 2629番, 2637番1, 2637番2, 2639番1, 2639番2, 2640番1, 2641番, 2642番1, 2642番2, 2643番から2646番まで, 2661番2, 2687番4, 2688番

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第814号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 8 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市西佐多町3585番1（次の図に示す部分に限る。）、3585番3

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第815号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
国分 くすのき薬局	霧島市国分福島1-5-17	平成30年 6月30日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第816号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地		
合同会社ケア サークル長島	出水郡長島町 指江82番地13	ナガシマ訪問 看護ステーシ ョン	出水郡長島町 指江82番地13	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第817号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
南洲整形外科病院	いちき串木野市別府3994番地 5	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療
伊東クリニック	鹿屋市札元二丁目3773番地	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療
高橋眼科医院	指宿市湊一丁目11番45号	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	平成30年 8月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第818号

熊毛郡南種子町平山877番地1 長田昭二郎及び熊毛郡南種子町平山867番地 浦辺美智生からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南種子町平山及び中之上区域（熊毛郡南種子町平山及び中之上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第819号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
奄美市	平成28年4月1日から平成30年3月6日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬大字根瀬部，名瀬大字西仲勝，住用町大字川内，住用町大字東仲間及び住用町大字摺勝の各一部	平成30年7月30日
奄美市	平成28年7月19日から平成30年3月1日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市住用町大字役勝及び住用町大字市の各一部	平成30年7月30日
三島村	平成28年8月1日から平成30年3月24日まで	地籍図及び地籍簿	三島村黒島の一部	平成30年7月30日
肝付町	平成28年6月20日から平成29年11月27日まで	地籍図及び地籍簿	肝付町後田の一部	平成30年7月30日
宇検村	平成28年7月11日から平成30年2月26日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村生勝の一部	平成30年7月30日
龍郷町	平成28年6月13日から平成29年12月27日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町中勝及び浦の各一部	平成30年7月30日
天城町	平成28年7月1日から平成30年2月26日まで	地籍図及び地籍簿	天城町岡前及び浅間の各一部	平成30年7月30日

## 大島支庁告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年8月10日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
夢来夢来	奄美市名瀬小浜町24番8号	社会福祉法人三環舎	奄美市名瀬大字西仲勝314番地6	向井 扶美	平成30年7月1日	就労定着支援

## 公 告

## 平成30年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成30年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 試験の期日  
平成30年10月12日（金）午前10時から正午まで
- 試験の場所  
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 試験科目  
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

- (2) 岩石の採掘，発破，破碎選別，汚濁水の処理，脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理，廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験資格  
制限はない。
- 5 試験手数料  
8,000円
- 6 受験手続
- (1) 提出書類等
- ア 受験願書
- イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので，その裏面に，撮影年月日，氏名及び年齢を記載したもの）
- ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を，受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお，提出書類等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）
- (2) 提出書類等の提出先  
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- なお，郵送の場合は，封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し，書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間  
平成30年8月29日（水）から同年9月28日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお，郵送の場合は，平成30年9月28日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付  
受験願書の用紙は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。
- なお，同用紙を郵便により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表  
合格者に対し，合格証を郵送して行う。
- 10 その他  
試験についての照会は，鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。